

## 会議の目的について

### 1. これまでの経過

平成 25 年 5 月 31 日 宇治市公共交通活性化委員会の設置

- ・バス路線休廃止による公共交通空白地域の対策として、路線バスに代わる交通手段について、課題抽出や改善策についての意見交換
- ・公共交通利用促進の取り組みについての意見交換

平成 25 年 11 月 20 日 第 3 回公共交通活性化委員会



・住民、交通事業者、行政の三者協働による公共交通確保支援策について公表

平成 26 年 1 月 22 日 第 4 回公共交通活性化委員会



・制度(案)について説明、地域公共交通会議の設置の検討

平成 26 年 3 月 宇治市のりあい交通事業の策定

「宇治市のりあい交通事業 しおり」を作成。

各地域、事業者へ配布



平成 26 年 4 月 明星町地区のりあい交通事業の開始。西小倉、槇島地域では引き続き地元協議



平成 26 年 7 月 11 日 第 5 回公共交通活性化委員会

・地域公共交通会議への移行について説明



平成 26 年 11 月 19 日 第 1 回地域公共交通会議

・公共交通活性化委員会から地域公共交通会議へ移行

#### 地域公共交通会議への移行理由

- ・第 3 回委員会の後、事業者ヒアリング及び地域へのヒアリングを行った結果、支援制度(案)を実施する上で、地元負担金の支払いができなくなる場合を想定し、リスク低減のため廃止手続の短縮を望む意見があった。
- ・のりあい交通事業を実施している地域又は現在、制度活用を計画している地域と話し合いを行う中で、11 人未満での車両運行も想定される。事業実施の手続の中で地域公共交通会議が必要。

のりあい交通事業の円滑化を図るため地域公共交通会議が必要

## 2. 地域公共交通会議の設置目的について

### 【地域公共交通会議とは】

道路運送法(以下「法」)の規定に基づき設置する会議で、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について協議することを目的としている。

### 【地域公共交通会議の役割】

#### (1) 公共交通の在り方一般に関すること

- ・ 地域の実情に応じた適切な公共交通の在り方に関すること
- ・ 公共交通の利用促進の取り組みに関すること

・ 「公共交通活性化委員会」での議論も継続

#### (2) 法令に基づく協議事項の審議

- ・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関して審議し、協議が調った事項については、許可条件の緩和、手続の短縮化を図ることが可能。

**例1** 通常、法令に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受ける場合は、乗車定員11人以上の車両を使用することが条件。

地域公共交通会議で協議が調った場合は、11人未満の車両を使用可

・ 「宇治市のりあい交通事業」を活用し、11人未満の車両を使用して本格運行を目指す場合、必要な手続。

**例2** 通常、路線の休廃止をしようとする日の6箇月前に届出が必要。

地域公共交通会議で協議が調った場合は、30日前の届出で可。

・ 「宇治市のりあい交通事業」の実施時において、地元負担金の支払いができなくなる場合を想定し、廃止手続きの短縮が必要。  
・ バス路線のルート変更により一部休止区間が生じる場合に迅速に手続を進めることが可能。